

# 災害への備え（障がいのある方へ）

小金井市地域自立支援協議会・作成 平成27年3月（令和6年改訂）

## 災害への備え 4か条

### 1 備蓄・非常持ち出し品のチェック

- 被災直後は誰でもが混乱しています。避難所で障がい者の支援体制が整うまで、飲料水・食料の備蓄は最低でも3日分を用意しておきましょう。

### 2 家具の転倒防止、ヘルプカード・救急キットの準備

- 家具の転倒防止、ヘルプカードや救急医療災害支援情報キットを準備し、災害時に適切な支援が得られるよう日頃から備えておきましょう。

### 3 地域の人々の障がい理解

- 「**避難行動要支援者支援事業**」を活用し、地域の防災訓練などに積極的に参加して、支援者や地域の人々に障がいがあることを理解してもらいましょう。

### 4 災害発生時の対応の確認

- 家族や職場、支援の人などと、災害発生時の連絡方法や避難方法・避難場所を決めて、確認しておきます。災害時支援の医療機関も把握し、リスト化しておきましょう。

## 自分に必要なものを準備する

### ○ 視覚障がいの方へ

- 手袋、眼鏡、白杖、時計（音声式・接触式等）、点字盤、特殊レンズや特殊コンタクトレンズのスペア、盲導犬用のペットフード、常備薬など

### ○ 聴覚障がい・音声言語機能障がいの方へ

- 補聴器（予備の電池）、メモ用紙、筆記具（筆談用）、笛、警報ブザー、文字放送付携帯ラジオ、常備薬など

### ○ 車椅子ユーザー、肢体不自由の方へ

- クラッチ（杖）、車いすのメンテナンスキット（空気入れ、パンク修理材、工具）、おぶいひも、電動車いす用バッテリー（充電器）、常備薬など

### ○ 内部障がい（難病・特定疾患）の方へ

- 医療機材、治療食、検査データのコピー、ストマ用装具、洗腸セット（水・ウエットティッシュ・ビニール袋・輪ゴム・はさみ）、常備薬など

### ○ 知的障がい・発達障がい・精神障がいの方へ

- 本人がこだわりを持っている品、本人が食べられる食材、絵カード（ボード）、イヤーマフ・ヘッドホン、常備薬など

## ○ 障がいのある方への支援(小金井市の配布物)

 <p>あなたの支援が必要です。 <b>ヘルプカード</b></p> <p>小金井市</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ヘルプカードの配布（自立生活支援課） 障害者手帳をお持ちの方や難病に罹患している方が携帯して、災害時や緊急時に周囲に支援を求める手段として使用するヘルプカードおよびヘルプ手帳を配布しています。</li><li>○ ヘルプカードとは ヘルプカードとは援助を必要としている方が携帯し、いざというときに必要な支援を周囲の方にお願ひするカードです。</li></ul>
 <p>あなたの支援が必要です。 <b>ヘルプ手帳</b></p> <p>小金井市</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ヘルプ手帳とは ヘルプ手帳は、ヘルプカードより記入できる情報量が多いため、ヘルプカードと併せて持つことによって、緊急時に周囲の人に伝える情報が増え、幅広い支援につながります。</li><li>○ 配布対象 市内在住・在学・在勤の方で、障害者手帳をお持ちの方又は小金井市難病者福祉手当を受給している方。</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 救急医療災害支援情報キットの配布（地域福祉課） 救急時や災害時に備えて、かかりつけ医、持病、服薬状況、緊急連絡先、障がいの程度、支援上の留意点などを記入した情報シートや保険証の写しなどを入れて保管しておく容器です。</li><li>○ 配布対象 身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、難病者福祉手当を受給されている方およびそれに準ずる方。</li></ul>

## ○ 障がいのある方等へ「避難行動要支援者対策」(地域安全課・地域福祉課)

避難行動要支援者名簿とは、小金井市内に住所を有する一人暮らしの高齢者や障がい者のうち、災害時に自力で避難できないなど、避難にあたり支援を要する方への支援制度です。 **一人で避難が困難な方は出来るだけ事前に登録されるようにしましょう。**

名簿に関することは、地域福祉課(電話 042-387-9840)へお問い合わせください。